

## 変更内容説明資料

2007年5月31日

### 1. 2007年4月1日から、減価償却費の計算方法が変わりました。

減価償却とは、資産の取得に要した金額を、一度にではなく、その法定耐用年数の間、毎年の必要経費として分割して計上していくことです。

しかし、取得価額の全額が減価償却できるのではなく、10%は残存価額として残すこと（従って経費として計上できるのは取得価額の90%まで）とされていました。また、会計上の耐用年数経過後も、残存価額を超えて、取得価額の5%までは償却してもよいということになっていました。

2007年4月1日から税制が改正され、この減価償却費の計算方法が新しくなりました。

- ① 新制度では、残存価額に関する10%と5%の制限がいずれも廃止され、耐用年数経過時に1円（備忘価額\*）まで、つまり実質上、取得価額の全額が償却できることになりました。

償却できる金額（経費）が増えるので、それだけ税負担が減ることになります。

\* 備忘価額とは、実質的に価額がゼロになる場合においても、その資産が存続している場合に付される名目的な価額で、通常1円です

#### ●新旧の減価償却「例」

パソコンを取得価額20万円で入手。法定耐用年数は4年。

定額法（償却率0.25\*）で償却。

\* 償却率は、耐用年数に応じて「省令・別表」で定められており、<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/genkajoubun/09.htm>に一覧があります。

<従来>

	(償却額)	(残存価額)
1年目	$200,000 \times 90\% \times 0.25 = 45,000$	155,000
2年目	$200,000 \times 90\% \times 0.25 = 45,000$	110,000
3年目	$200,000 \times 90\% \times 0.25 = 45,000$	65,000
4年目	$200,000 \times 90\% \times 0.25 = 45,000$	20,000 (会計上の償却終了)
5年目	$(200,000 - 45,000 \times 4) - 200,000 \times 5\% = 10,000$	10,000 (取得価額の5% = 1万円を除いて残りを償却)

・ 減価償却費累計額 190,000

<新しい計算方法> (2007年4月1日以降に取得した場合)

	(償却額)	(残存価額)
1年目	$200,000 \times 0.25 = 50,000$	150,000
2年目	$200,000 \times 0.25 = 50,000$	100,000
3年目	$200,000 \times 0.25 = 50,000$	50,000
4年目	$(200,000 - 1) - 50,000 \times 3 = 49,999$	1

・減価償却費累計額 199,999

※新しい計算方法が適用されるのは、2007年4月1日以後に取得する新規の資産についてで、2007年3月31日以前に取得した既存の資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した後、5年間で1円まで均等償却します。

② 定率法の計算方法が新しくなりました。

- ・ 償却率が、定額法の償却率の2.5倍に設定され、これまでより、早い段階に多額の償却ができるようになりました。
- ・ 計算方法に「償却保証額」(計算式A)という新たな考え方が導入されました。
- ・ 「償却保証額」とは、償却額が償却資産の取得価額に「保証率」を掛けて得られる金額(償却保証額)を下回る年度からは、計算式Bによって得られる金額を、備忘価額1円を残して、毎年定額で償却することになりました。

[計算式A] 取得価額×保証率\*\*

[計算式B] 償却予定額が償却保証額を下回る年の期首簿価×改定償却率\*\*

\*\* 保証率と改定償却率は、償却率と同じように耐用年数に応じて「省令・別表」で定められており、<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/genkajoubun/09.htm>に一覧があります。

(参考) 新しい定率法と定額法の計算例

【お知らせ】の④(参考) [新しい定率表と定額表の計算例のファイルを印刷する。](#)

2. 不動産所得の扱いは変わっていません。

『初めてのアパート・マンション経営』(2007年版)の55ページで、不動産所得の扱いが変わったときは本ホームページでご紹介する旨を掲載していますが、2007年5月31日現在で、変更ありませんのでお知らせします。